

厚生労働省発薬生 0927 第 63 号
令和元年 9 月 27 日

薬事・食品衛生審議会
会長 橋田 充 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



諮 問 書

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 56 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、2・2・2-トリクロロ-1-(2-クロロフェニル)-1-(4-クロロフェニル)エタノール並びにペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩及び炭素原子に結合するペンタデカフルオロアルキル基（アルキル基の炭素数が 7 のものに限る。）を含む化合物に係る下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

- 1 法第 24 条第 1 項に規定する政令で定める製品の指定
- 2 法第 25 条に規定する政令で定める用途の指定
- 3 法第 28 条第 2 項に規定する政令で定める製品の指定